

事業者向け

## 『インボイス制度導入による影響とその対応について』

適格請求書（インボイス）制度とは、売上の大小に関わらず、全ての事業者様に大きく影響する制度です！

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、免税事業者はどうなるのかといった疑問や、事前準備など具体的な対応について解説します。

■日時：令和4年 9月 2日 金  
19:00~21:00

■会場：虹流館くぐの（久々野支所）

〒509-3214  
高山市久々野町無数河580-1

税理士

■講師：坂井 弥生氏

税務に関する高度な専門的知識を有しており、飛騨地域の小規模事業者の実情を熟知していらっしゃいます。相談者に寄り添った丁寧な説明に定評があります。

## 【主な指導実績】

- ・ 税務、経理、財務、会計、決算に関する業務
- ・ 法人・個人への各種税務指導、確定申告指導
- ・ 電子申告の推奨指導
- ・ 個別支援の実績件数多数

## 『インボイス制度』とは・・・

## 〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

## 〈買手側〉

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

## 『インボイス』とは・・・

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## 受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

高山南商工会 行

FAX:0577-52-2343 E-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

申込締切日：8月31日

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

高山南商工会  
〒509-3214 岐阜県高山市久々野町無数河580-1  
電話0577-52-3460 FAX0577-52-2343

主催 岐阜県商工会連合会 飛騨ブロック広域支援室  
共催 高山南商工会

(この事業は事業環境変化対応型支援事業として開催します)